

# 介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、また介護の状態がさらに悪化しないよう「介護予防」や「生活支援」等の介護保険制度以外のサービスを行っています。高齢福祉係または在宅介護支援センターに、お気軽にご相談ください。

また、在宅介護支援センター職員が、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために訪問しています。各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携を取り、高齢者の見守り活動をしていますので、お気軽にご相談ください。

## 介護予防・生活支援事業

### ●寝具乾燥事業

心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、月に1回寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。

▽費用負担 無料

### ●配食サービス事業

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に訪問して食事を提供し、安否の確認を行います。

▽費用負担 1食350円

### ●生きがい活動支援デ

家に閉じこもりがちな高齢者の趣味活動など、介護予防や生きがいづくりを行います。

▽利用料 基本サービス1回180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)・食事サービス1食350円

### ●生活支援ホームヘル

自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパー等を派遣し、家事等の援助を行います。

▽費用負担 1時間140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

### ●生活支援ショートス

短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。

▽費用負担 1日800円(生活保護の方は無料)

### ●訪問理美容サ

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者に対して、市内の理髪店や美容院が訪問して理容または美容を行います。

▽費用負担 1回400円

### ●高齢者いきいき事業

#### ●高齢者自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具の給付を行い、自立した生活の継続を図ります。

▽費用負担 要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

#### ●自立支援住宅改修給付事業

手すりの取付等、住宅改修費用の一部を助成します。

▽費用負担 要した費用の1割(市民税非課税・生活保

#### ●家具転倒防止装置設置事業

日常生活動作の低下した高齢者に対し、地震時の家具の転倒を防止します。

▽費用負担 無料

#### ●福祉電話設置等事業

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や、孤独感の解消等のために電話を貸与、または自己所有の電話について使用料の一部を助成します。

#### ●緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等が、家庭内で緊急の事態に陥った時、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

▽費用負担 設置費の1割7千400円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

#### ●老人用杖給付事業

歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

▽費用負担 65歳以上で所得税が課税されていない世帯の方に助成します。

#### ●おむつ等助成

寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。

▽費用負担 無料

#### ●介護費用等助成

寝たきり等の高齢者を介護している方及び寝たきりのひとり暮らしの方に対し、介護費用等を助成します。

□月額8千円

#### ●住宅家賃助成事業

民間のアパートや貸家、

介護度が4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する者を介護している家族)

□慰労金10万円

## その他の事業

### ●老人性白内障特殊眼鏡等費用助成

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

▽費用負担 前年の所得が老人の医療費の助成に関する条例に基づき基準額以下の方に助成します。

### ●入浴券支給

入浴設備のない高齢者等に公衆浴場に無料で入浴できる入浴券を支給します。

▽費用負担 65歳以上の高齢者のみの世帯、生活保護を受給している方に助成します。

### ●おむつ等助成

寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。

▽費用負担 無料

### ●介護費用等助成

寝たきり等の高齢者を介護している方及び寝たきりのひとり暮らしの方に対し、介護費用等を助成します。

□月額8千円

### ●住宅家賃助成事業

民間のアパートや貸家、

## 空家都営住宅

高齢者集合住宅平成16年2月入居予定の地元割当入居者を募集

申込用紙の配布・受付等

9月16日(火)～9月22日(月) ※土曜・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時15分)に市役所本庁舎1階、介護福祉課高齢福祉係へ。

募集内容

▽所在地 熊川1143番地▽戸数 1戸(単身用)▽間取り 1DK(6畳和室・DK)▽使用料 2万2千円から4万4千4百円(予定額)

申込資格

①65歳以上の単身者(昭和13年9月22日以前の生まれの方)

②申込者本人が東京都内に

3年以上(平成12年9月22日以前から)居住し、公募時現在福生市内に引き続き1年以上(平成14年9月22日以前から)居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること。

③所得基準3百21万6千円以内の方。

④現に住宅に困っていることが明らかであること。

⑤市税等を滞納していないこと。

⑥独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健康であること。(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。)



問合せ 介護福祉課高齢福祉係または各在宅介護支援センターへ。

在宅介護支援センター一覧			
◆在宅介護総合支援センター	【南田園2-13-1	☎539・0911】	
◆在宅介護支援センター加美	【福生3244-10	☎553・3720】	
◆在宅介護支援センター武蔵野	【福生2300-4	☎553・6695】	
◆在宅介護支援センター南田園	【南田園2-9-1-103	☎539・0007】	

～国民年金だより～

### 65歳になったら老齢基礎年金の請求ができます

老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間と免除を受けた期間の合計が25年以上ある人に65歳から支給されます。年金を受給するためにはご自身で請求の手続きをすることが必要です。なお、請求手続きは誕生日の1日前からすることができます。また老齢基礎年金は、60歳以後の希望する月から繰り上げて受給することもできます。この場合の年金額は、請求時の年齢に応じて本来の額から一定の割合で減額され、この割合は生涯変わりません。請求方法等詳しくは保険年金課年金係または立川社会保険事務所 ☎523・0351へ。